

# 財務書類分析

---

加古郡衛生事務組合

令和4年11月（令和3年度）

# 財務書類分析

貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類をさまざまな観点から分析することにより、地方公共団体の財政状況を判断します。分析の手法としては指標・比率分析を用い、貸借対照表・行政コスト計算書に関する分析内容を記載します。なお、分析に当たっての計算式は「財務書類等活用の手引き」の計算式を参考に算出したものです。

## 1. 資産形成度（総務省「財務書類等活用の手引き」9～10頁）

本節では、資産残高に着目し、将来世代に残る資産、自治体の規模（財政や人口など）に対する資産の多寡を分析します。

基金のような資産は多いほど余裕があると言えますが、有形固定資産は将来のコストを発生させる要因となりますので、適正なレベルで維持することが重要であると考えられます。また、資産が形成されてからの時間の経過割合を示す老朽化比率についても分析します。

### 1-1 住民一人当たり資産額（円）

決算年度末時点で保有している資産の総額を同時点の人口で除し、住民一人当たりの資産額を表します。経年の推移や同規模の地方公共団体での資産量を比較するときに用います。

$$\text{住民一人当たり資産額} = \text{資産合計} \div \text{人口}$$

	一般会計	備考
住民一人当たり資産額（円）	32,881	
貸借対照表 資産総額（円）	2,148,321,433	
人口（3月31日時点）（人）	65,336	稲美町）30,609 播磨町）34,727

## 1-2 歳入額対資産比率（年）

決算年度の歳入額と資産残高を比較し、決算年度末時点の規模の資産を整備しようとした場合に何年分の歳入が必要かを表します。これにより、自治体の歳入規模に対する資産の形成度合いを測ることができます。

$$\text{歳入額対資産比率} = \text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

	一般会計	備考
歳入額対資産比率（年）	4.20	
貸借対照表 資産総額（円）	2,148,321,433	
歳入総額（円）	511,854,534	

## 1-3 資産老朽化比率（有形固定資産全体）（%）

償却対象資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を求めることで、減価償却の進行度合いを表現します。資産老朽化比率が高いほど建替えや改修などのコストがかかる時期が近いことを示します。

$$\text{資産老朽化比率} = \text{減価償却累計額} \div \text{償却対象資産の取得価額合計} \times 100$$

	一般会計	備考
資産老朽化比率（全体）（%）	58.1	
貸借対照表 有形固定資産合計（円）	4,212,413,733	
貸借対照表 減価償却累計額（円）	2,449,270,805	

#### 1-4 資産種類別老朽化比率（％）

---

建物や工作物といった種類（勘定科目）別に老朽化比率を表示します。さらに、固定資産台帳を確認することで、個別資産の経過年数が分かりますので、今後の整備方針を策定する際の目安にすることができます。

	一般会計	備考
資産老朽化比率 (建物 事業用資産) (%)	57.5	
資産老朽化比率 (建物付属設備 事業用資産) (%)	52.0	
資産老朽化比率 (工作物 インフラ資産) (%)	60.2	
資産老朽化比率 (その他 事業用資産) (%)	100.0	
資産老朽化比率 物品 (%)	73.4	

#### 2. 世代間公平性 （総務省「財務書類等活用の手引き」10～11頁）

---

現在保有している資産を形成するにあたって、現世代以前の負担額、将来世代の負担額を分析します。ここでいう将来世代の負担とは、貸借対照表の負債をベースとした指標で示しますが、資産形成度の項でも説明したように、公共施設の維持・更新といった負担もあります。

「2-2 社会資本等形成の世代間負担比率」については、地方債が償還済みのためこの比率は生じませんが、令和4年度からのごみ処理の広域化、また施設の今後のあり方及び老朽化による更新費用などの影響が見込まれます。

## 2-1 純資産比率（％）

資産総額に占める純資産総額の割合を求めます。これが、いわゆる現世代「以前」による負担割合になります。

$$\text{純資産比率} = \text{純資産総額} : A \div \text{資産総額} : B$$

	一般会計	備考
純資産比率（％）	95.0	
貸借対照表 純資産総額（円） A	2,041,500,955	
貸借対照表 資産総額（円） B	2,148,321,433	

## 2-2 社会資本等形成の世代間負担比率（％）

本指標は、将来世代の負担比率を表します。具体的には、有形固定資産及び無形固定資産の総額に対し、これらの資産を整備するために用いられた財源のうち「未払分」（決算翌年度以降に支払う義務があるもの）の割合を指しています。

（貸借対照表（翌年度）地方債残高＋貸借対照表 物件の購入に係る（長期）未払金－公共資産整備に充当しない地方債残高）÷（貸借対照表 有形固定資産総額＋貸借対照表 無形固定資産総額）－公共施設整備に充当しない特定目的基金

	一般会計	備考
社会資本等形成の世代間負担比率 （将来世代負担比率）（％）	0	
地方債残高（円）	0	
翌年度償還予定地方債残高（円）	0	
物件の購入に係る 長期未払金（円）	0	
物件の購入に係る未払金（円）	0	
公共資産整備に充当しない地方債残高 （円）	0	
貸借対照表 有形固定資産総額（円）	2,112,897,898	
貸借対照表 無形固定資産総額（円）	0	
公共施設整備に充当しない特定目的基金 （円）	0	

### 3. 持続可能性 (総務省「財務書類等活用の手引き」11～12頁)

決算年度末時点での負債の程度を分析し、今後の財政が健全に推移するかどうかの判断材料とします。社会情勢や景気動向、国の方針などに左右される部分がありますが、決算年度までの傾向を知ることによって将来の負担が見えてきます。

ただし、地方公共団体における負債には、交付税措置等によって国が一部負担するものや、負担の公平性の観点から発生したものがあため、民間企業における負債とは多少異なる意味があります。

#### 3-1 住民一人当たり負債額 (円)

決算時点での住民一人当たり負債額です。経年の変化や他団体比較を行う際に用います。

$$\text{住民一人当たり負債額} = \text{負債総額} \div \text{人口}$$

	一般会計	備考
住民一人当たり負債額 (円)	1,634.9	
貸借対照表 負債総額 (円)	106,820,478	
人口 (3月31日時点) (人)	65,336	

#### 3-2 基礎的財政収支 (プライマリーバランス) (円)

自治体の基礎的な財政力を示します。具体的には、基本的な構成町からの分担金や使用料、などの収入及び建設事業に充てられる国や県の支出金の合計と、行政サービスを提供するために必要な費用及び公共施設などを整備するためにかかる費用を差引し、合計から利息の支払いを除いたものを指します。プラスだと黒字、マイナスなら赤字であり、プラスであれば地方債の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

	一般会計	備考
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	13,965,244	
資金収支計算書 業務活動収支 (円)	13,965,244	
資金収支計算書 支払利息支出 (円)	0	
資金収支計算書 投資活動収支 (円)	0	

$$\text{基礎的財政収支} = \text{経常的収支} + \text{投資活動収支} - \text{支払利息支出}$$

### 3-3 債務償還可能年数（年）

決算年度末時点の負債残高に対して、基本的な行政サービスを維持した状態で、全ての負債を償還した場合にかかると見込まれる年数を示します。

負債について考える上で重要なポイントは、財政規模に見合った負債規模かどうかという点です。

ここでいう財政規模というのは、基本的な行政サービスを提供したあとの財政的な余裕度を指します。この地方債償還の財源に充てることができる額を物差しとして、決算年度末時点の債務の大きさを測ります。

一部事務組合などで財政規模といえば、構成市町からの負担金と経常的に収入される使用料、手数料の合計といえます。

債務償還可能年数 = (負債合計 - 負債の減少に充てることのできる資産) ÷ 業務活動収支

	一般会計	備考
債務償還可能年数（年）	7.6	
貸借対照表 負債合計（円）	106,820,478	
貸借対照表 減債基金（固定資産）（円）	0	
貸借対照表 その他基金（固定資産）（円）	0	
貸借対照表 財政調整基金（円）	0	
貸借対照表 減債基金（流動資産）（円）	0	
資金収支計算書 業務活動収支（円）	13,965,244	

「2-2 社会資本等形成の世代間負担比率」でも記載したとおり、今後の老朽化に応じた更新に係る費用が生じ、この債務償還可能年数が生じる可能性があると考えられます。

#### 4. 効率性 (総務省「財務書類等活用の手引き」12～13頁)

現在の水準の行政サービスを提供する上でかかる経費について考え、行政サービスの効率性を検証します。

##### 4-1 住民一人当たり行政コスト(円)

行政コスト計算書にて計算される純行政コストについて、住民一人当たりでどれくらいかかっているのかを表します。住民一人当たりにする事で、人口規模の近い団体と比較することが可能となります。

$$\text{住民一人当たり行政コスト} = \text{純行政コスト} \div \text{人口}$$

	一般会計等	備考
住民一人当たり行政コスト(円)	7,364.0	
行政コスト計算書 純行政コスト(円)	481,140,637	
人口(3月31日時点)(人)	65,336	

#### 5. 弾力性 (総務省「財務書類等活用の手引き」13～14頁)

経常収支比率のように、ある収入に対して固定的な費用の占める割合を計算します。弾力性とは、住民からの要望に対応できる財政的な余裕を表します。

##### 5-1 行政コスト対税収等比率(%)

純行政コストを地方税や補助金等の収入額で割り、税収などに対するコストの占める割合を算定します。90～100%の間の比率が平均的な値とされており、本事務組合の比率は平均的な値と考えられます。この数値が高いほど、コストの占める割合が多いということになり、収入を主体的な事業に振り分ける余裕がないことを表します。

	一般会計	備考
行政コスト対税収等比率(%)	105.9	
行政コスト計算書 純行政コスト(円)	481,140,637	
純資産変動計算書 財源(円)	454,127,000	

$$\text{行政コスト対税収等比率} = \text{純行政コスト} \div \text{財源} \times 100$$



## 6. 自主性 (総務省「財務書類等活用の手引き」14頁)

使用料や手数料などのように、受け取る行政サービスに対して直接対価を支払う額を表します。高いほど自立性が高いといえます。

### 6-1 受益者負担比率 (%)

行政コスト計算書の経常費用に対して、経常収益が占める割合を指します。経常収益の占める割合が大きいほど、行政サービスに対して直接対価を支払う割合が多いと言えます。

税金などが主たる収入である一般会計は低く、使用料や負担金による独立採算が求められる法適用企業会計では高くなる傾向があります。一般会計の平均的な値は2~8%の間の比率とされており、平均的な値と考えられていますが、限られた財源の中で最低必要源な行政サービスを維持していくためにも受益と負担の関係を明確にし、使用料・手数料の水準を適正に図っていく必要があります。

$$\text{受益者負担割合} = \text{経常収益 A} \div \text{経常費用 B} \times 100$$

	一般会計	備考
受益者負担割合 (%)	4.49	
行政コスト計算書 経常収益 (円) A	22,653,063	
行政コスト計算書 経常費用 (円) B	503,793,700	